

太田市地域包括支援センター業務委託先事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号から第5号までに規定する包括的支援事業に関する業務等を本市から受託し、同法第115条の46に規定する地域包括支援センターを設置しようとする事業者を公正かつ適正に選考するため、太田市地域包括支援センター業務委託先事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条に規定する地域包括支援センターの選定に関する事務を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、太田市地域包括支援センター運営協議会より選出された者並びに福祉こども部長及び健康医療部長とし、市長が委嘱する。ただし、太田市地域包括支援センター業務等の受託を希望する事業者の関係者を除く。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、受託事業所の決定までとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康医療部介護サービス課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。